災害ボランティア登録事業

敦賀市社会福祉協議会（市社協）では、敦賀市災害対策本部が設置される大規模な災害が発生した際などにボランティアとして活動しようとする個人の方や団体にあらかじめ市社協に登録していただくことにより、災害時におけるボランティア活動を円滑かつ効率的に推進しようという「災害ボランティア登録事業」を行っています。

◆登録の方法

災害ボランティアとして登録を希望する方は「災害ボランティア（個人）登録カード」に、災害ボランティアとして登録を希望する団体は「災害ボランティア（団体）登録カード」に必要事項を記入し、市社協に提出していただきます。

◆登録の要件

敦賀市内に在住する方または拠点を有している団体で、災害ボランティア活動に理解と熱意があり、登録しようとする年度の４月１日現在で満１５歳以上である方またはそれらの方で構成される団体。

◆個人情報の取り扱い

災害ボランティア登録カード等を通じて知り得た個人情報については、市社協で適正に管理し、災害ボランティア活動の推進の目的以外には使用しません。

◆登録ボランティアを対象とした情報提供、研修など

災害ボランティアとして登録した方や団体を対象として、災害ボランティア活動に必要な情報の提供、研修などを実施します。

◆活動に係る報酬、費用

登録ボランティアは、その活動に関し、報酬または費用弁償を請求することはできません。

みなさんの登録を
お待ちしています！



被災地の復旧・復興を支える大きな力
災害ボランティア

近年、大規模な自然災害が各地で相次ぐなか、**被災地復興の大きな力**になっているのが**「災害ボランティア」**です。

災害ボランティアの活動には、土砂のかき出しや家具の運び出し、救援物資等の整理運搬などさまざまな活動があります。また、被災者の心に寄り添い、共感しながら話を聴くといったことも災害ボランティアの活動のひとつです。







▲大規模な災害が発生すると被災地に災害ボランティアセンターが設置されます。
※写真は令和６年能登半島地震で石川県輪島市の門前地区に設置された災害ボランティアセンターと地震で被害を受けた輪島市内の様子



いつ起こるか分からない 災害 に備えて！！



災害ボランティア活動について学ぶ

災害ボランティアセンターの運営方法等についての理解を深め、災害時に迅速かつ的確な対応が行えるようにすることを目的とした**「災害ボランティアセンター運営実践訓練」**などを開催しています。

連携を深める

被災地では全国各地から集まってくる災害ボランティアをコーディネートするため**災害ボランティアセンター**が設置されます。災害ボランティアセンターの多くは、地元の社会福祉協議会が中心となり行政やＮＰＯなどと協働のもと立ち上げられています。**「敦賀市災害ボランティアセンター連絡会」**では、災害時における迅速かつ的確な対応が行えるように、拠点となる敦賀市災害ボランティアセンターの設置や運営に関する基本事項などを協議しています。

災害ボランティア

登録受付中！







敦賀市社会福祉協議会（市社協）では、地域福祉活動等支援事業（敦賀市委託事業）の一環として、災害発生時にボランティアが円滑かつ効果的に活動することができるよう**災害ボランティア登録事業**を実施しています。

社会福祉法人 敦賀市社会福祉協議会

〒914-0047　敦賀市東洋町４番１号　敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内

電話 22-3133（代）　ファックス 22-3785

ホームページ　http://tsurugashishakyo.ec-net.jp/

ボランティア活動保険

「ボランティア活動保険」は日本国内におけるボランティア活動中に起こるさまざまな事故に対する備えとして、無償で活動するボランティアの方々を補償する保険です。

※保険に加入するには敦賀市ボランティアセンター（敦賀市社会福祉協議会内）に登録することが必要となります。

補　償　内　容

＜傷害保険＞

ボランティアがボランティア活動中にケガをした場合

たとえば　こんなとき・・・



ボランティア活動中に転んでケガをした。



ボランティア活動中に食べた弁当で食中毒になった。

＜賠償責任保険＞

ボランティアがボランティア活動中に他人にケガをさせたり、物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合

たとえば　こんなとき・・・



自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。



ボランティア活動中に誤って施設のものをこわしてしまった。

掛　金（年　間）

基本プラン	350円
天災・地震補償プラン	500円

補　償　期　間

毎年4月1日から
翌年3月31日まで

※年度途中から加入した場合は、加入日の翌日から３月３１日まで

★行事ごとに加入できる「ボランティア行事用保険」もあります。

災害ボランティア活動を行うときには天災・地震補償プランへの加入をおすすめします！

基本プランにおける補償に加え、
地震・噴火・津波
によるケガを補償します。

※台風などの風水害によるケガは、基本プランでも補償されます。

災害ボランティア活動に関するお問い合わせは

社会福祉法人　敦賀市社会福祉協議会

〒914-0047　敦賀市東洋町４番１号　敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内

電話 22-3133（代）　ファックス 22-3785

ホームページ　http://tsurugashishakyo.ec-net.jp/